

第23回近畿ブロック身体障害者相談員研修会

## 障害者への新型コロナウイルス感染症にかかる対応、感染予防について

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



障害福祉分野における

新型コロナウイルス感染症への対応について



# 障害福祉分野における新型コロナウイルス感染症への対応について①

## 基本的な考え方

- 障害児者やその家族の日常生活を支えるため、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下でも、できる限りサービスを継続する。

## 主な取組

### (1) 施設・事業所における感染防止の徹底等

#### ○感染防止のための留意点の周知、かかり増し費用の補助

感染拡大防止に係る取組や感染者が発生した場合等における具体的な留意点について、サービス類型ごとに周知。また、サービス提供を継続する観点から、職員の確保に関する費用や衛生用品の費用などのかかり増し経費を補助。

#### ○マスク、消毒用エタノール、防護具等の優先供給

布製マスクを国が一括購入し配布。消毒用エタノールについては、優先供給の仕組みを構築。また、防護具については、国が一括購入し、都道府県等に備蓄用として配布し、感染が発生した施設等に対して速やかに放出できる仕組みを設けている。（（令和2年）6月末から7月上旬頃に国から都道府県等に配布見込み）

#### ○障害者支援施設内で療養する場合の対応の周知等

都道府県等に対し、障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備の検討を依頼するとともに、障害特性を踏まえると、障害者支援施設内で軽症者等が療養することも考えられることから、具体的な対応について周知。また、感染者等が発生した場合に備えて事前準備すべき事項等について周知。

さらに、入院や宿泊療養に際してコミュニケーション支援が必要な者への支援を緊急包括支援交付金に新設。

#### ○慰労金の支給

利用者と接しながらサービス継続のために業務に従事している方々に対して慰労金を支給。

#### ○障害者施設等における検査

医師が必要と判断した方や濃厚接触者の方が、確実に検査を受けられるようにすることが重要。クラスターの発生など地域の感染状況を踏まえ、感染拡大防止の必要がある場合、現に感染が発生した施設に限らず、地域の関係者を対象とする検査を幅広く行政検査として実施するよう要請。

なお、行政検査が行われない場合において、障害者支援施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、それが施設の運営に必要不可欠であれば、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）の対象経費となる旨周知。

### (2) 通所サービスに替わる代替サービスの提供等

- 居宅への訪問や電話等によるコミュニケーションの継続について通常サービスと同額のサービス報酬の支払い**  
事業所が電話等により相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止等として重要。そのため、居宅への訪問、電話等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定を可能としている。
  
- 人員配置基準等の弾力運用**  
一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しない取扱いを可能としている。
  
- 就労継続支援事業所の生産活動に対する支援（次頁参照）**

## ■ 障害福祉サービス上の主な柔軟な取扱い

- 前年度に代えて前々年度の平均労働時間（就労継続支援A型）や平均工賃月額（就労継続支援B型）を基本報酬の算定区分とすること等を可能とする。<sup>※1</sup>
- 新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、賃金・工賃の支払いに関して、自立支援給付費を充てることを可能とする（就労継続支援A・B型）。
- 経営改善計画の策定について、都道府県等が認める場合には、その策定の猶予を可能とする（就労継続支援A型）。
- 年度内に利用期間が終了する者について、就職活動の継続が困難であった場合等には、最大1年間の範囲内で利用期間の更新可能とする（就労移行支援）。
- 対面による支援を避けることがやむを得ない場合、電話等による支援も報酬の対象とすることを可能とする（就労定着支援）。

※1 就労系障害福祉サービスにおける令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、「令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援については平成30年度実績を用いることも可能）」とする方向性で現在検討中。  
（令和4年度以降の取扱いは、その時点の状況を踏まえ、改めて対応を検討）

## ■ 予算事業による支援 <sup>※2</sup>

### 1次補正

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（実施主体：都道府県 補助率：1/2） 8.8億円

- 在宅での作業の受注拡大に向け、共同受注窓口の活性化に係る支援を実施
- 生産活動が停滞している事業所へ、他の生産活動への新規参入や転換のための経営力育成支援、販路開拓支援等を実施 等

障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業（実施主体：都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/2） 5億円

- 就労系障害福祉サービスにおいて在宅就労支援を推進するための必要な経費を補助

### 2次補正

生産活動活性化支援事業（実施主体：都道府県・指定都市・中核市 補助率：10/10） 1.6億円

- 就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用などについて支援し、生産活動存続を下支えすることを通じ、障害者の働く場及び利用者の賃金・工賃を確保。

共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業 (既定予算を活用)

- 就労継続支援事業所への受注量確保のため、共同受注窓口を通じた全国的な受発注の推進支援を実施。

※2 予算事業のほか、本年5月から「#つながるマスク」プロジェクトを実施し、厚労省SNSを通じて特色のあるマスクづくりを行う就労継続支援事業所の活動等を広く情報発信

障害福祉サービス等報酬における対応



# 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い①

- 新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されるため、この場合について、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としている。主な取扱いは以下のとおり。

## 1. 基本的な事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能（体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能）
- 休業等により、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能
- 各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能

## 2. 訪問系サービスに関する事項

- 居宅介護、同行援護及び行動援護について、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定可能
- 上記と同様の場合、重度訪問介護については、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求が可能であり、サービス提供時間が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定可能
- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者（ボランティア等で一定の介護経験のある者を含む。）であり、サービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事可能
- 居宅介護の30分未満の家事援助について、外出自粛要請等の影響で、家事援助に時間を要して30分を大きく超えた場合、利用者の同意が得られ、相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で、市町村が必要と認めるときは、実際に要した時間の単位数を算定可能
- 居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能
- 同行援護等について、感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービス等他の手段で代替できない場合は、ヘルパーが単独で買い物代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とすることが可能
- 居宅介護等について、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加等により、概ね2時間以上の間隔がなくサービス提供を行った場合も報酬算定が可能
- 熟練した重度訪問介護従業者の同行支援について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の増加等により新人の従業者が増えている場合は、障害支援区分6の重度訪問介護利用者1人につき3人を超える従業者を算定可能



## 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い②

### 3. 通所サービスに関する事項

- 送迎加算について、利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に利用者数の要件（1回の送迎につき平均10人以上の利用等）を満たさなくなった場合であっても、加算を算定可能
- 生活介護について、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも短時間利用減算を適用しない取扱いが可能

### 4. 短期入所に関する事項

- 利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを緊急時の受入と同程度の負担とみなし、利用者の同意が得られれば、緊急短期入所受入加算を算定可能

### 5. 就労系サービスに関する事項

#### <就労継続支援A型について>

- 前年度に代えて前々年度の平均労働時間を基本報酬の算定区分とすること等が可能
- 生産活動収入の減少が見込まれるときには、賃金の支払いに自立支援給付費を充てることが可能
- 都道府県等が認める場合には、経営改善計画策定の猶予が可能
- 暫定支給決定期間内にアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合においても、できる限り実施した支援の実績等からサービスの継続等を判断すること等が可能 ※ 就労移行支援も同様
- 在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合には、事業運営について一部緩和した取扱いのもと、在宅でのサービス利用の対象とすることが可能

※ 就労継続支援B型、就労移行支援も同様

#### <就労継続支援B型について>

- 前年度に代えて前々年度の平均月額工賃を基本報酬の算定区分とすること等が可能
- 新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、工賃の支払いに自立支援給付費を充てることが可能
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村において就労面に係る課題等の把握がなされていれば、就労アセスメントと同等として取り扱って差し支えないこと

#### <就労移行支援について>

- 年度内に利用期間が終了する者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であった合においては、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することが可能
- ※ 上記の取扱いは、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、自立生活援助又は地域移行支援、地域定着支援についても同様。なお、地域移行支援は最大6ヶ月の範囲内で柔軟に更新可。

#### <就労定着支援について>

- 対面での支援を避けることがやむを得ない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能

# 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い③

## 6. 施設入所支援に関する事項

- 新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能

## 7. 共同生活援助に関する事項

- グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が休業した場合において、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能
  - 新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問や電話等による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能
  - 新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能
- ※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様

## 8. 相談系サービス等に関する事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費として算定が可能
- サービス利用支援におけるアセスメントや継続サービス利用支援における居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが可能
- 地域移行支援及び自立生活援助については、毎月最低2回の利用者への対面又は訪問による支援が報酬の算定要件となっているが、最低2回以上の電話等による支援を行った場合も報酬の算定が可能

## 9. 障害児サービスに関する事項

- 学校等が臨時休業をしている場合に、学校休業日の単価の適用が可能（分散登校等の場合も適用可能であるなど、通常より柔軟な適用が可能）
- 放課後等デイサービスについて、居宅への訪問や電話に加え、メールやLINEによるやりとりでも、通常と同額の報酬算定が可能
- 家庭連携加算及び訪問支援特別加算については、電話等による実施が可能
- 報酬算定に当たって事前の届け出が必要な加算（延長支援加算等）について、本来必要な届出を事後的に行うことが可能
- 強度行動障害児支援加算等について、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、算定要件となる職員が不在のときに算定要件でない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合に算定が可能

## 10. その他の事項

### <福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算について>

- 障害福祉サービス等処遇改善計画書の期限までの提出が難しい場合、指定権者に対し、4月15日までに説明することで、4月サービス提供分より算定可能（5月、6月又は7月サービス提供分から算定する場合についても、これに準じて柔軟な取扱いが可能）
- 令和元（平成31）年度の処遇改善加算等における賃金改善の実績報告書について、指定権者の判断により提出期限の延長が可能

# 令和3年度予算における対応

# 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

令和3年度予算額: 12億円

## 事業概要

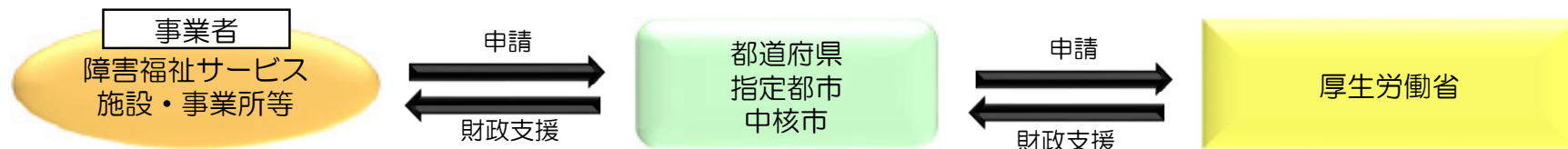
- 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス施設・事業所等が、関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。
- 障害福祉サービス施設・事業所等において感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制を構築する。

## 事業内容

- 1. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等がサービス提供の継続に必要な経費の支援**  
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等において、施設・事業所の消毒や清掃に要する費用等、サービス提供の継続に必要な経費を支援する。
- 2. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等に協力する施設・事業所等において必要な経費の支援**  
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等の利用者を受け入れるために必要な人員確保のための職業紹介料や施設・事業所等に応援職員を派遣するために必要な旅費・宿泊費等、協力する施設・事業所等において必要な経費を支援する。
- 3. 今後に備えた緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な経費の支援**  
平時から、関係団体等と連携・調整し、障害福祉サービス施設・事業所等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、地域の施設・事業所等による支援を行える体制の構築や、コミュニケーション支援等の障害特性に配慮が必要な障害福祉サービス利用者が入院・宿泊療養をすることとなった場合に医療機関又は宿泊療養施設での支援を行うために必要な経費を支援する。

## 事業スキーム等

- 実施主体: 上記1、2の事業 都道府県・指定都市・中核市  
上記3の事業 都道府県
- 補助率: 上記1、2の事業 国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3  
上記3の事業 国2/3、都道府県1/3



## 障害者支援施設等の感染防止対策のための相談・支援等事業

### ① 目的

障害福祉サービス等は、障害者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症の蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められる。

このような状況の中、障害福祉サービス等の従事者は、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務にあたっていることから、従事者の不安感を払拭するための各種支援を行う。

### ② 実施主体、補助率

実施主体：都道府県、指定都市、中核市（都道府県等が適当と認めた者への委託も可）

補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

### ③ 事業イメージ

#### (1) 現場で感じた疑問等を随時相談できる窓口の設置

##### ○感染対策相談窓口の設置

- ・ 事業所や職員からの質問に回答する体制の整備

##### ○専門家による相談支援

- ・ 事業所や職員、関係団体では解決できない内容について、感染対策の専門家による相談対応ができる体制を整備

#### (2) 感染症対策マニュアルに係る研修の開催と専門家による実地指導

##### ○研修、実地指導の実施

- ・ 国が作成した感染症対策マニュアルに係る研修を実施
- ・ 感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での指導を実施

#### (3) 事業継続計画(BCP)の策定支援

##### ○指導者養成研修会の開催

- ・ 事業所におけるBCP策定促進につながるよう指導者養成研修会を開催





## 感染症等への障害福祉サービス事業所等の対応について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 における対応

# 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務づける。※3年間の経過措置（令和5年度末までは努力義務）

### 基準省令

- 1 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定特定相談支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 支援策①

自然災害発生時及び新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインを作成しHPに公表

### 支援策②

令和3年度予算において、「障害者支援施設等の感染防止対策のための相談・支援等事業」を実施  
都道府県等の実施する新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等を活用した指導者養成研修会の開催等に要する費用を補助



# 業務継続計画（BCP）について（業務継続ガイドラインー概説ー）

## ① 業務継続計画（BCP）とは

- ・大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。

## ② 業務継続計画（BCP）が必要な理由

- ・障害福祉サービスは、利用者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、昨今の大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、障害福祉サービス事業者等においては、流行時のさまざまな制限下であっても適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須。
- ・災害、感染症の流行に備え、障害福祉サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめたBCP（業務継続計画）の作成が重要。

## ③ 業務継続計画（BCP）の策定にあたっては

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月）

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（令和3年3月）

→ 「入所・入居系」、「通所系」、「訪問系」別に必要な対応を記載しており、相談支援事業所は「訪問系」を参考にする。

# 業務継続計画（BCP）について （業務継続ガイドライン—BCP策定のポイント①）

## 業務継続計画（BCP）策定のポイント＜防災・感染症共通＞

### ○事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築

→・平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等の構築がポイント。

- ・そのためには、全体の意思決定者を決めておくこと、各業務の担当者を決めておくこと（誰が、何をするか）、関係者の連絡先、連絡フローの整理が重要。

### ○業務の優先順位の整理

→・職員が不足した場合は、感染防止対策等を行いつつ、限られた職員でサービス提供を継続する必要があることも想定される。

- ・そのため、可能な限り通常通りのサービス提供を行うことを念頭に、職員の出勤状況に応じて優先度が高い業務から行っていけるように、業務の優先順位を整理しておくことが重要。

### ○計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

→・BCPは、策定するだけでは実効性があるとは言えない。

- ・危機発生時においても迅速に行動が出来るよう、関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う必要がある。
- ・また、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことも重要。



# 業務継続計画（BCP）について （業務継続ガイドライン—BCP策定のポイント②）

## 業務継続計画（BCP）策定のポイント＜防災＞

### ○自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

#### →事前の対策

- ・設備、機器、什器の耐震固定
- ・浸水による危険性の確認
- ・インフラが停止した場合のバックアップ

#### →被災時の対策

- ・人命安全のルール策定と徹底
- ・事業復旧に向けたルール策定と徹底
- ・初動対応

## 業務継続計画（BCP）策定のポイント＜感染症＞

### ○感染者（感染疑い者）が発生した場合の対応

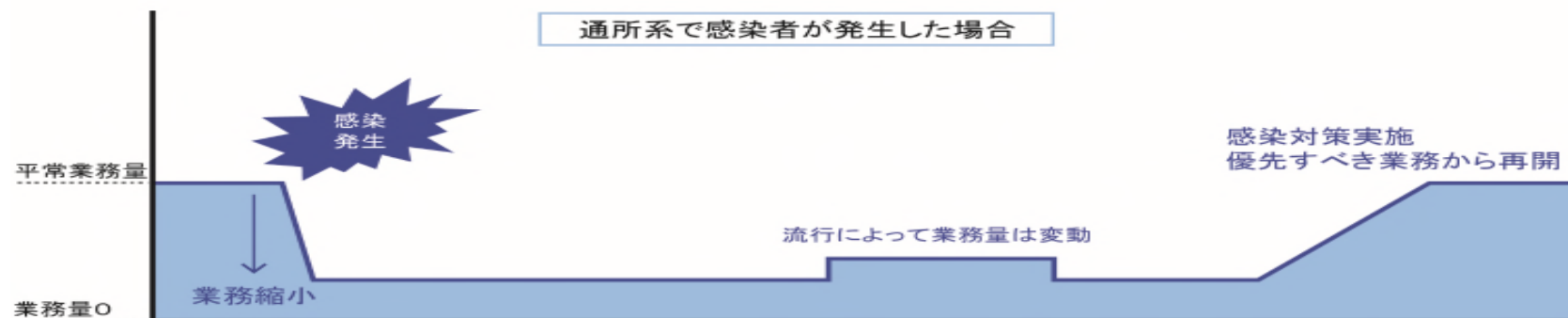
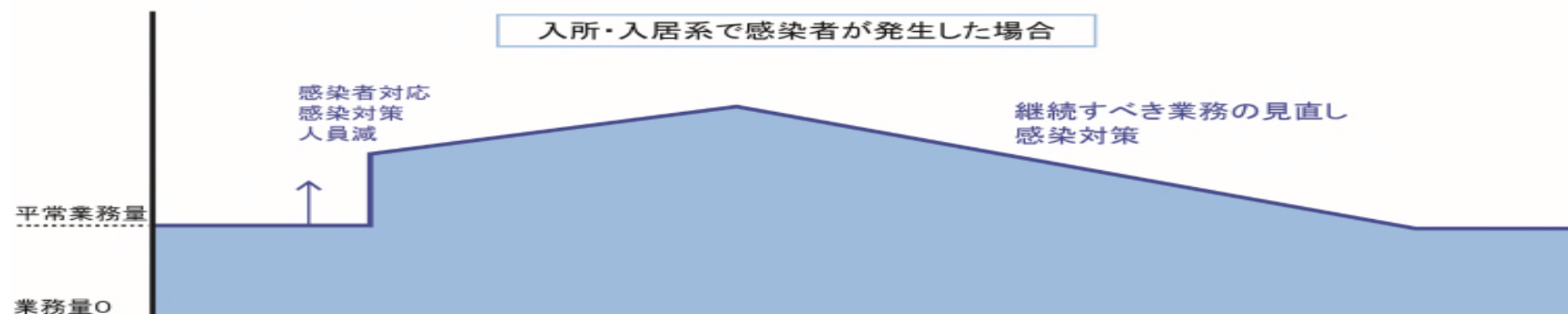
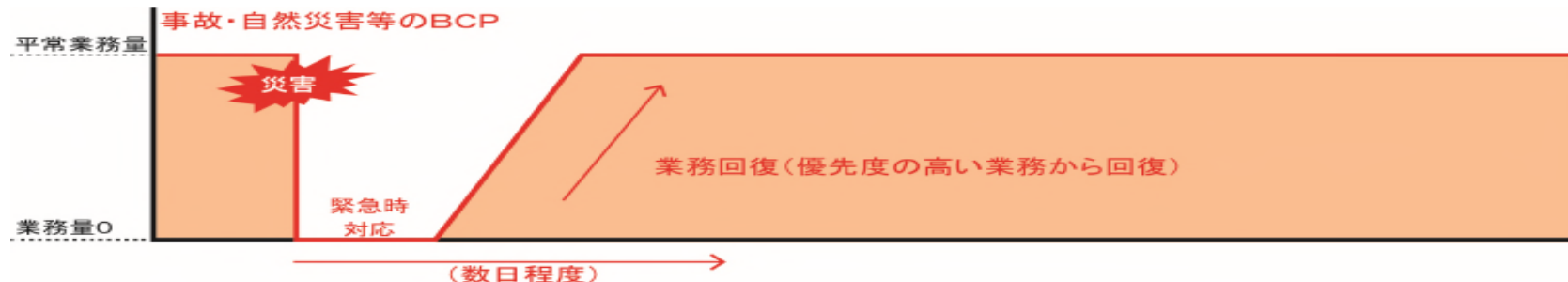
- ・障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染者（感染疑い者）が発生した場合でも、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。
  - ・そのため、感染者（感染疑い者）発生時の対応について整理し、平時からシミュレーションを行うことが有用。

### ○職員確保

- ・新型コロナウイルス感染症では、職員が感染者や濃厚接触者となること等により職員が不足する場合がある。
  - ・濃厚接触者とその他の利用者の支援等を行うに当たっては、可能な限り担当職員を分けることが望ましいが、職員が不足した場合、こうした対応が困難となり交差感染のリスクが高まることから、適切な支援の提供だけでなく、感染対策の観点からも職員の確保は重要。
  - ・そのため、事業所内・法人内における職員確保体制の検討、関係団体や都道府県等への早めの応援依頼を行うことが重要。

# 業務継続計画（BCP）について （業務継続ガイドライン—BCP策定のポイント③）

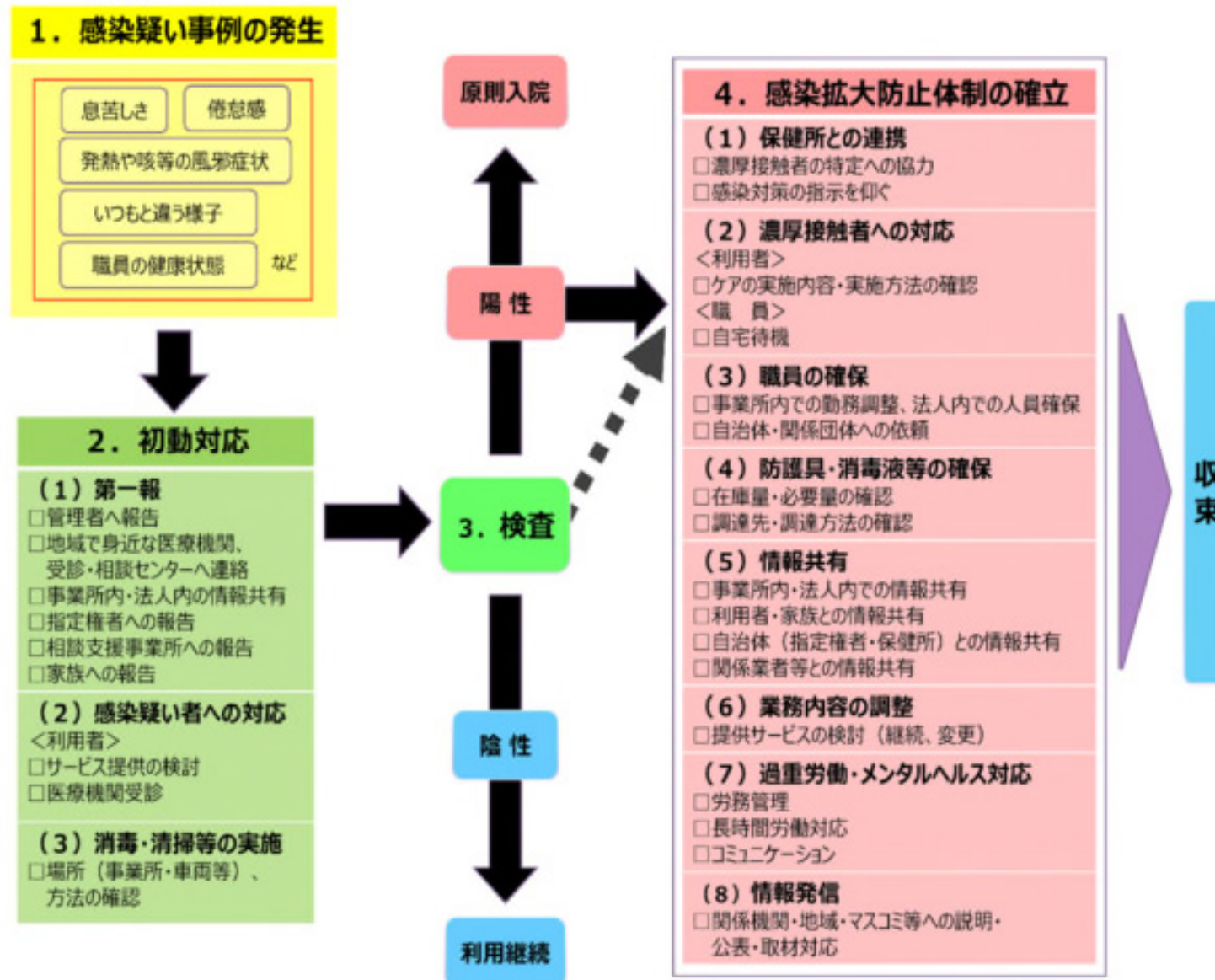
災害と新型コロナウイルス等感染者の発生業務量の時間的経過に伴う変化



相談支援事業所における対応

# 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）について （業務継続ガイドラインー発生時の対応の流れー）

## 新型コロナウイルス感染疑い事例発生時の対応フローチャート（訪問系）



# 新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について （令和2年2月25日）

- ・モニタリングについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことが可能。
  - ・サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えない。
- 令和3年度報酬改定により、テレビ電話装置等の活用による実施を恒常的に可能としている。

## 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報） （令和2年4月9日）

- ・基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することが可能。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合についても、継続サービス利用支援費として算定可能であり、取扱件数に含めないこととする取扱いが可能。

## 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報） （令和2年4月24日）

- ・退院・退所加算、医療・保育・教育機関等連携加算について、やむを得ない理由がある場合については、福祉サービス事業所等の職員等との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能。
- ・サービス利用支援における、アセスメントに係る居宅等への訪問について、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことが可能。  
（事前に利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、居宅等への訪問が可能となった際には、モニタリング実施月でない場合であっても、居宅等への訪問に努めること）



# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下における留意点①

緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について（令和3年4月23日）

## 1. 感染防止対策の徹底

- ・サービスの提供に当たっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底の上、対応を行うこと。
- ・「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」や「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」を活用し、感染症に係る基本的な考え方や防護具の装着方法等について、施設内や法人内で意識付けや研修を行うなど対応いただきたい。

## 2. 柔軟なサービス提供について

- ・サービス提供に当たっては、人員基準等の臨時的な取扱い（前出）を踏まえた柔軟な対応についても検討すること。

## 3. 休業等する場合の留意点

- ・都道府県等からの休業要請に伴い休業する場合、又は、感染拡大防止の観点から、市町村に報告し、自主的に休業する場合やサービスの縮小を行う場合、利用者への丁寧な説明及び代替サービスの確保を行うこと。



# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下における留意点②

緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について（令和3年4月23日）

## 4. 見守り等の必要な利用者への対応

- ・利用者が外出を控えた場合は、利用者は居宅で長い時間を過ごすことが想定され、特に在宅の一人暮らしの障害者等や障害児の保護者などに対して見守り等の取組を実施し、継続的な状況把握を行い、適切な支援につなげることが求められるため、障害福祉サービス事業所等、市町村及び相談支援事業所が協力して利用者世帯の居宅での生活への適切な支援にあたられたい。

### （留意点）

- ・見守り等を実施する対象となる障害者等の範囲については、在宅の一人暮らしの障害者等のほか、障害者等と同居する家族の状況、適切な介入の必要性等の状況を勘案し、柔軟に対応すること。
  - ・外出自粛要請が長期化することで、障害者本人や同居する家族の負担が増すことにより、障害者虐待が発生するリスクが高まることも考えられることから、例えば障害福祉サービスの利用を控えたり、普段よりも外出の機会が減少したりするといった状況が把握されている場合については、重点的に訪問や電話の相談に応じること。
- 「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について」（令和2年4月17日）参照

## 参考

- ・ 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル及び障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（令和2年2月25日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000604450.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令和2年4月9日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000650200.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）（令和2年4月24日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000626605.pdf>
- ・ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>
- ・ 「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について」（令和2年4月17日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625077.pdf>
- ・ 「障害福祉サービス等事業所向けの新型コロナウイルス感染症への対応等について」（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)